

危険物新聞

第 271 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 川 井 清 治 郎

大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717. 5910
 定価 1部 30円

大阪府危険物取扱者試験

乙4の合格率35%

大阪府では昭和51年度第1回危険物取扱者試験を、6月27日、近畿大学で実施したが、7月20日その結果を次のとおり発表した。なお合格者には同日付合格通知を発送した。

	申請者数	欠席者数	受験者数	合格者数	合格率
乙種第1類	110	2	108	60	55.6
乙種第2類	136	5	131	88	67.2
乙種第3類	90	3	87	58	66.7
乙種第4類	4,592	383	4,209	1,463	34.8
乙種第5類	73	3	68	57	83.8
乙種第6類	393	9	384	220	57.3

昭和50年度主要都市取扱者試験実施結果

	実施回数	申請者数	受験者数	合格者数	合格率
大阪	3	13,569	12,664	4,768	37.7
東京	44	18,423	16,387	5,503	33.5
神奈川	2	12,759	11,457	4,934	43.1
愛知県	4	19,525	17,714	5,877	33.2
京都	2	4,490	4,081	1,800	44.1
兵庫	3	11,275	9,989	4,234	42.4
滋賀	3	2,943	2,646	795	30.0
奈良	2	1,250	1,167	439	37.6
和歌山	2	2,203	2,084	1,141	54.8
福岡	2	10,061	9,074	4,170	46.0
北海道	2	22,695	18,861	9,438	50.0
全 国		119,193	106,124	43,099	40.6



ご家庭に、強力ABC粉末消火器

ヤマト

ご家庭から会社・工場まで
安全を守るヤマトです。

消火器・消火装置
警報装置・避難設備

総合防災のシステムメーカー

YAMATO

事務所・病院・店舗・学校等には
ABC粉末消火器

スパ-6

危険物製造所等の火災発生要因別件数 (昭和49年度)

製造所等の別	火災の発生要因	件数
製造所 (22件)	○工事の溶接又は溶断の火により危険物に引火して火災になったもの。	3
	○定期検査作業中又は定期検査作業終了後、配管内の残油抜きミス又は締め付け不良により油を流出させ、高温の設備にふれて発火し火災になったもの。	3
	○設備、容器等に危険物を充填作業中、もれた蒸気等に静電気等により引火し火災になったもの。	3
	○温度警報器の電源を忘れ又は温度制御装置の不良により過熱して危険物に着火し火災になったもの	2
	○攪拌中又は溶解加熱中に蒸気もれ、電気設備又は裸火により引火し火災になったもの。	2
	○異常反応が起り爆発したもの。	1
	○材料の熱歪みにより危険物がもれ引火して火災になったもの。	1
	○蒸留釜に危険物を入れ過ぎ、注入口からもれ引火し火災になったもの。	1
	○熱風発生炉の燃料系統不調のため未燃ガスに引火し炉が爆発したもの。	1
	○配管のメクラがゆるんで危険物が流出し、発火して火災になったもの。	1
	○充填作業中、アースをとり忘れ、静電気により引火し火災になったもの。	1
	○運搬機の故障により溶融カーバイドが流出し、水と接触して爆発したもの。	1
	○硝化綿を金ヘラ等でかき取り中爆発火災になったもの。	1
	○水と油の分離タンクの水抜き弁を閉め忘れ、油を流出させ、裸火により引火して火災になったもの。	1
屋内貯蔵所 (3件)	○危険物を容器に詰めかえ中、衝撃又は電気火花により爆発又は火災になったもの。	2
	○アセチレンガスを充填中、引火し爆発したもの。	1
屋外タンク貯蔵所 (3件)	○ポンプの回転部分の不良により過熱し火災になったもの。	1
	○中間タンクに送油中、現場を離れ油が流出し炉内に流れ込んで火災になったもの。	1
	○配管の修理作業中にカッターの歯が食い込みその衝撃等により蒸気に引火し火災になったもの。	1
屋内タンク貯蔵所 (1件)	○目視式フロートゲージのタンクの液面が下ったのを見誤り、電気ヒーターが露出して過熱し火災になったもの。	1
地下タンク貯蔵所 (1件)	○中間タンクへ油を補給中、スイッチを切り忘れ、油があふれて施設及び川に流れ、ボイラーの火により火災になったもの。	1
簡易タンク貯蔵所 (1件)	○タンクに補給中、監視を怠ってあふれさせ、処理後、残量を焼却しようとして火災になったもの。	1
給油取扱所 (30件)	○給油中に給油所内で自動車を移動させたことにより、給油のために進入してきた自動車により又は道路から飛び込んできた自動車により固定給油設備を転倒させ、もれた油に電気設備等から引火し、火災になったもの。	4
	○詰めかえ中危険物に、又は流出させた危険物に静電気、事務所のストーブの火	4

製造 所等の別	火 災 の 発 生 要 因	件 数
	<p>等から引火し、火災になったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事中に配管に穴をあけたり、油を流出させ工具の火花、活電線の火花、裸火等から引火して火災になったもの。 ○漏電等電気設備の欠陥により火災になったもの。 ○整備作業中に、給油を兼業したり、作業を誤ったりして油を流出させ、裸火等から引火し、火災になったもの。 ○タンクローリーよりタンクに注油中にあふれさせ下水溝に流入して引火し、火災になったもの。 ○計量機内にスプレー塗料を吹きこんで直後に使用したため、電気設備から蒸気に引火し爆発したもの。 ○計量機のモーターを切り忘れ、過熱して火災になったもの。 ○中味を確認するため故意にこぼしてきているうち引火し火災になったもの。 ○放火によるもの。 ○失火その他。 	<p>3</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>5</p> <p>4</p>
<p>移動タンク貯蔵所 (1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○修理のため配管を取外したとき管内に残存していた危険物がエンジン部の熱により着火し火災になったもの。 	<p>1</p>
<p>一 般 取 扱 所 (73件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○焼入装置の故障により又は油面の低下により焼入油が局部的に熱せられて火災になったもの。 ○修理中又は工事中の溶接又は溶断中の火花がもたれ危険物又は付着していた危険物等に落下し火災になったもの。 ○異常反応（反応条件をまちがえたものを含む。）により急激に反応し爆発したもの。 ○配管等の接合部が破損又は老化し、ガス又は危険物がもれ、引火又は発火して火災になったもの。 ○危険物を取扱い中にアースをとらなかつたり、又は静電気が発生して、もれた蒸気に引火して火災になったもの。 ○金属等溶解炉の設備が故障し、熔融金属等が流出し、もれていた油等に引火し火災になったもの。 ○燃焼炉の燃料供給系統の不完全により炉や煙道が爆発したもの。 ○保守作業中に油量自動装置をこわしたり、稼動中に油量自動装置、回転装置が 	<p>7</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>3</p>

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エア－ホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三 和 商 会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

製造 所等の別	火 災 の 発 生 要 因	件 数
	こわれ、流出した油に引火し火災になったもの。	
	○自然発火。	2
	○蒸留装の蒸気弁の閉め忘れ又は過熱により、大量の蒸気が発生し、これに引火して火災になったもの。	2
	○洗滌作業中、機器の取付が不十分な状態で送油したり、又は不完全な電気設備の傍で作業をし、危険物に引火し火災になったもの。	2
	○圧延作業で、加熱された鉄板上に危険物をもらしたり、塗装したため発生した蒸気に引火し火災になったもの。	2
	○加熱装置の不良により油が過熱し、火災になったもの。	2
	○発火性物質の不活性化が十分でなかったため発火したもの。	2
	○乾燥炉内で異物が燃焼し、もえかすが、危険物上に落下し火災になったもの。	2
	○工作機械で作業中、配管を折損したり、塗装装置の傍に物を立てかけ転倒せたりして、油を流出させ又は電気火花を発生させて引火し火災になったもの。	2
	○設計不良により危険物がガス抜口からもれたり、ガスが炉内に流入して爆発又は火災になったもの。	2
	○熱風炉の冷却系統の故障により、送風機が短絡したり、熱風が他の設備に流入して過熱し火災になったもの。	2
	○乾燥炉の溶接不完全により、隙間から炎が吹き出し、火災になったもの。	1
	○オイルモーターに誤ってガソリンを注入し、火災になったもの。	1
	○安全弁から油が吹き出し、引火して火災になったもの。	1
	○配管のねじを締め過ぎ管に亀裂を生じさせそこからもれた油に引火して火災になったもの。	1
	○遠心分離機のブレーキの摩擦熱で危険物に引火し火災になったもの。	1
	○過酸化物を針金でかき出し爆発したもの。	1
	○サイロが粉塵爆発したもの。	1
	○アセチレンガスを充填中ガスが噴出し引火して火災になったもの。	1
	○失火、延焼、その他。	7

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

保安統括者、定期点検制度

消防庁より運用通達発令

51年6月16日付の消防法一部改正、6月15日付の政令一部改正に伴い、その運用について7月8日消防庁長官並に次長名で通達が発令された。そのうちの主要点を抜すいと次のとおりである。

第2 危険物保安統括管理者に関する事項（長官通達）

政令で定める製造所等を所有し、管理し又は占有する者（以下「所有者等」という。）で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、危険物保安統括管理者を定めなければならないものとするともに、危険物保安統括管理者を選任又は解任した場合には、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならないものとしたこと（法第12条の7）。

- 1 本条の規定に違反して、危険物保安統括管理者を定めなかった場合には、使用停止命令の対象となるものであること（法第12条の2第4号の2）。
- 2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出を怠った者に対しては、罰則の適用があること（法第44条第6号）。

第2 危険物保安統括管理者に関する事項（次官通達）

- 1 危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所として、自衛消防組織を置かなければならない事業所と同規模のものが指定されたこと（政令第30条の第1項及び第2項並びに規則第47条の4及び第47条の5）。
- 2 危険物保安統括管理者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならないこととされた（政令第30条の3第3項）が、その事業の実施を統括管理する者とは、当該事業所の所

長、工場長等管理監督的な地位にある者をいうものであること。

第1 定期点検に関する事項（次官通達）

- 1 製造所等の所有者、管理者又は占有者が定期に点検（以下「定期点検」以下「定期点検」という。）をしなければならない製造所等として、予防規程を定めなければならない製造所等（特定の移送取扱所を除く。）及び地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所並びに危険物を取り扱うタンクで地下にあるものを有する製造所等が指定されたこと（危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第8条の5及び危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第9条の2）。
- 2 定期点検は、原則として1年に1回以上、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行わなければならないこととされたこと（規則第62条の4第1項及び第2項）。
- 3 容量が1,000kl以上の屋外タンク貯蔵所については、上記2の点検のほか、屋外貯蔵タンクの容量に応じて定められた一定の期間内ごとに、屋外貯蔵タンク内部を点検（以下「内部点検」という。）しなければならないこととされたこと（規則第62条の5）。

なお、内部点検については、昭和50年5月20日付消防予第52号「屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について」都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達のうち、1(1)ウ（内部開放点検において実施すべき試験）について行うこと。

また、既設の屋外タンク貯蔵所でその容量が1,000kl以上のものに対して行う最初の内部点検の期間が、屋外タンク貯蔵所の容量の区分ごとに、当該屋外タンク貯蔵所に係る完成検査済証の交付を受けた日の区分に応じて指定されたこと（規則附則第5項）。

- 4 上記のほか点検の実施者、点検記録記載事項、点検記録保存期間が定められたこと（規則第62条の6か



防災のことなら…
パツ子 に
 おまかせください



パツ子消火器・消火装置
 株式会社 初田製作所

本社工場 0720-56-1281 代表
 大阪営業所 06-473-4871~4
 堺出張所 0722-21-3444

ら第62条の8)。

第3 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に関する事項 (次官通達)

1 保安距離 (敷地内距離)

(1) 引火性液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の位置は、政令第9条第1号に掲げる製造所の位置の例によるほか、当該屋外タンク貯蔵所の存する敷地の境界線から屋外貯蔵タンクの側板までの間に、屋外貯蔵タンクの区分ごとに、屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点の区分に応じて定められた所定の距離 (以下「敷地内距離」という。)を保つこととされたこと。

ただし、自治省令で定める特定の事情があることにより、市町村長等が安全であると認めるときは、当該市町村長等が定めた距離を敷地内距離とすることができることとされたこと (政令第11条第1項第1号の2、規則第19条の3、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 (以下「告示」という。)第68条の2)。

なお、本改正については、次の事項に留意されたこと。

ア 「地形上火災が生じた場合においても、延焼のおそれが少ない」 (規則第19条の3第2号) 場合及び「敷地境界線の外縁に告示で定める施設が存在する」 (規則第19条の3第4号) 場合には、何らの措置を講じなくても、市町村長等が定めた距離とすることができること。

ただし、「敷地外縁に告示で定める施設」として告示第68条の2第3号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所存する事業の所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しないものとして運用すること。

この場合において、「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」ものとしては、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかのものが存在する場合等であること。なお、これらのものが2以上連続して存する場合も同様であること。

(ア) 海、湖沼、河川又は水路

(イ) 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地

イ アに掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効なへい、水幕設備等の設置が必要であること。

なお、緑地 (都市計画法第11条第1項第2号のものをいう。)、公園、道路 (告示第68条の2第1号に規定する道路以外のものをいう。) 等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効なへい、水幕設備等を設置しなければ距離を減少することができないものであること。

ウ 既設の屋外タンク貯蔵所のうち、政令第11条第1項第1号の2の規定の適用をうけることにより基準に適合しないこととなる屋外タンク貯蔵所であって、当該規定の適用をうけることとなる日までの間において、同号ただし書きの規定に基づく水幕設備等を設けることにより市町村長等が安全であると認められたものについては、その日以降においても、なお従前の位置に設置しておくことができるものであること。

(2) この政令の施行の日 (昭和51年6月16日) 以降に設置される屋外タンク貯蔵所について、当該屋外タンク貯蔵所の設置される事業所が、石油コンビナート等災害防止法に規定する第1種事業所となり、又は第2種事業所として指定された場合における政令第11条第1項第1号の2の規定の適用関係が規定さ



KEEP YOUR LIFE!

消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

モリタ 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

引火点測定結果

これは、業界からの資料提出により、消防局で測定したものです。

この測定は、引火点のみで、資料の分析等は行っていませんから、提出資料と品名に相違があってもその責めは負いません。なお、他研究、試験機関での測定結果とも、条件その他の理由で多少相違するかもわかりません。

危険物関係鑑定結果一覧表

試料名	引火点℃	燃焼点℃	該当品名	備考
アクア No. 7200	不燃性	—	非危険物	
アスカ No. 100 プライマー履帯用	〃	〃	〃	水溶性塗料
アスカ No. 100 プライマー共色	〃	〃	〃	〃
AM	77℃	自然性なし	第3石油類	
エポダイト EM EP-601	不燃性	—	非危険物	
F (ホルマリン)	67℃	自然性なし	非危険物	
塩ビゾル塗料 No. 150	不燃性	—	〃	
NKC リノクリーム	〃	〃	〃	
H-500	7℃	22℃	第2石油類	合成樹脂フレヤー塗料
牛脂	238℃	280℃	動植物油	
黒ワニス	6℃	10℃	第3石油類	瀝青ワニス
968A	-17℃		第1石油類	ゴム糊
968B	-17℃		〃	〃
グラндаクリーナー MK90	不燃性	—	非危険物	塩素系溶剤
グラндаクリーナー MK100	〃	〃	〃	〃
サンユコート L-313A	155.5℃	164℃	第3石油類	
サンユコート L-3138	111.5℃	115.0℃	第3石油類	
サンユコート L-225	10.5℃	24℃	第2石油類	合成樹脂クリアー塗料
サンユロード R-321A	113.5℃	116.0℃	第3石油類	
サンユロード R-321B	108.5℃	111℃	〃	
サイズアップ 400A	41℃	自然性なし	第2石油類	水溶性アルキッド樹脂
ズームガソリン コンディショナー	34℃	86℃	〃	
石炭酸④	76℃	102℃	第3石油類	
Dダイズ	223℃	235℃	動植物油	
DK No. 1	不燃性	—	非危険物	
No. PB-5	22℃	27℃	第2石油類	園芸用殺虫剤
25C 501 (A剤)	240℃	280℃	非危険物	エポキシ系接着剤
25C 501 (B剤)	203℃	273℃	第4石油類	〃
ネオリバー #1240-DS	不燃性	—	非危険物	塗膜剝離剤
ネオリバー #1240-DS60%	〃	〃	〃	〃
PM	〃	〃	〃	
フェノールワニス	12℃	17℃	第2石油類	酒精塗料
防火塗料 110ps	28℃	49℃	第3石油類	合成樹脂エナメル塗料
防火塗料 120ps	29.5℃	48℃	〃	〃
ポリゾール LA	不燃性	—	非危険物	
ポリゾール 接着用1300	24℃		第2石油類	
ポリゾール AP-622	不燃性	—	非危険物	

れたこと(政令第11条第2項)。

2 保有空地(タンク間距離)

2以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置する場合における屋外貯蔵タンク相互間の距離については、昭和51年1月16日付消防予第4号「屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について」都道府県知事あて消防庁次長通達(以下「1月16日通達」という。)に示した事項が規定されたこと(規則第15条第1号)。

なお、本規定については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 既設の屋外タンク貯蔵所のうち、容量が10,000kl未満のものについては、なお、従前の例によるものとされ(省令附則第2項)、容量が10,000kl以上のものについては、昭和56年6月30日までの間は、なお、従前の例によるものとされたこと(省令附則第3項)。

(2) 本改正規定の適用をうけることにより、基準に適合しないこととなる既設の屋外タンク貯蔵所において、昭和56年6月30日までの間において、当該屋外貯蔵タンクに冷却用散水設備を設ける等により、市町村長等が安全であると認めたものについては、その日後においても、なお、従前の例によるものとされたこと(省令附則第4項)。

(3) 上記(2)の冷却用散水設備の設置については、1月16日通達別添第1「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」により指導されたいこと。

なお、引火点が70°C以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、冷却用散水設備にかえて延焼防止上有効な放水銃等を設置して差し支えないものとされたこと。

3 防油堤

(1) 第4類の危険物以外の液体の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所に係る防油堤に関する規定が整備されたこと(政令第11条第1項第15号、省令第22条第2項及び第3項)。

なお、本改正については、次の事項に留意されたいこと。

ア 本改正は、1月16日通達に示した事項が規定されたものであること。

イ 防油堤及び仕切堤の構造の詳細、保護措置の方法等については、1月16日通達により運用されたいこと。

ウ 本改正により基準に適合しないこととなる防油堤については、昭和56年6月30日までの間は、なお、従前のものとされたこと(省令附則第6項)。

エ 既設の屋外タンク貯蔵所に係る防油堤に関する規定の適用にあたっては、1月16日通達の3に示した代替措置の例による措置を認めてさしつかえないこと。

(2) 防油堤は、周囲が構内道路に接するように設けなければならないこととされたこと(省令第22条第2項第7号)。

なお、本改正により基準に適合しないこととなる防油堤については、なお従前の例によるものとされたこと(省例附則第7項)。

第4 その他の事項

1 省令別記様式に危険物保安統括管理者の選改任届出の様式が追加されたこと。

2 その他規定の整備が行われたこと。

コンビナート等災害防止法

特別地域指定

石油コンビナート等災害防止法による特別防災地域の指定が行われ、いよいよ同法が動き出すことになった。

大阪府では、堺東北地区、大阪北港地区、岬地区の3地区で、大阪北港地区は、第1種事業所が13ヶ所、第2種事業所が16ヶ所予想されている。

安全功労団体総理大臣賞受賞

泉佐野市危険物品保安協会では、多年にわたる危険物品の安全管理と保安思想の普及につくした功績が、誠に顕著であったというもに、7月1日国民安全の日に関内総理大臣官邸において受賞されました。

